

令和8年第1回南幌町議会定例会議事日程

令和8年3月9日(月)  
午前9時30分開議

日程番号	事件番号	事件名	結果
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		諸般報告 1 会務報告 2 例月出納検査結果報告 3 町長一般行政報告	
4		令和8年度町政執行方針	
5		令和8年度教育行政執行方針	
6	議案第 3号	令和7年度南幌町一般会計補正予算(第7号)	
7	議案第 4号	令和7年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	
8	議案第 5号	令和7年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第4号)	
9	議案第 6号	令和7年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	
10	議案第 7号	令和7年度南幌町病院事業会計補正予算(第4号)	
11	議案第 8号	令和7年度南幌町下水道事業会計補正予算(第3号)	
12	議案第 9号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	
13	議案第10号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	
14	議案第11号	南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	
15	議案第12号	南幌町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について	
16	議案第13号	令和8年度南幌町一般会計予算	
17	議案第14号	令和8年度南幌町国民健康保険特別会計予算	
18	議案第15号	令和8年度南幌町病院事業会計予算	
19	議案第16号	令和8年度南幌町介護保険特別会計予算	

日程番号	事 件 番 号	事 件 名	結 果
20	議案第17号	令和8年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算	
21	議案第18号	令和8年度南幌町下水道事業会計予算	
22		一般質問	
23	議案第19号	住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について	
24	発議第 1号	議員の派遣承認について	
25	発議第 2号	総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査について	

## 諸般報告 1

### 会 務 報 告

月 日	内 容
2月18日	道央廃棄物処理組合議会定例会が本町で開催され、関係議員出席した。
19日	南幌町議会まちづくり特別委員会を開催した。
同日	議会運営委員会所管事務調査を実施した。
同日	南空知4市5町議会議員研修会が岩見沢市で開催され、各議員出席した。
20日	第1回議会臨時会を開催した。
同日	全員協議会を開催した。
23日	議会報告懇談会を開催した。
25日	南空知ふるさと市町村圏組合議会定例会が岩見沢市で開催され、議長出席した。
26日	南空知葬斎組合議会定例会が由仁町で開催され、関係議員出席した。
同日	長幌上水道企業団議会定例会が長沼町で開催され、関係議員出席した。
3月 2日	議会運営委員会を開催した。



## 諸般報告 2

### 例月出納検査結果報告について

このことについて、令和8年2月24日付けをもって別紙のとおり監査委員から報告があったので報告する。

令和8年3月9日提出  
南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

記

南 監 査 号  
令和 8 年 2 月 2 4 日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

南幌町監査委員 白 倉 敏 美  
南幌町監査委員 加 藤 真 悟

例月出納検査の結果について

令和 8 年 2 月 2 4 日に執行した令和 8 年 1 月分の例月出納検査結果を、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |         |   |            |
|---------|---|------------|
| 1 検査現在日 | 令和 8 年 1 月 3 1 日                                | 一般会計及び特別会計 |
| 2 検査実施日 | 令和 8 年 2 月 2 4 日                                |            |
| 3 検査意見  | 出納事務は適法に取扱われており、異常ないものと認む。<br>現金出納状況は別紙のとおりである。 |            |

令和7年度

# 現金出納状況

令和8年1月31日現在 (単位:円)

区分	歳入			歳出			残高	一時借入・会計間流充用額		実残高		
	前月までの受高	本月中受高	累計	前月までの払高	本月中払高	累計		会計名	金額			
一般会計	5,336,855,203	184,761,483	5,521,616,686	5,148,957,765	276,700,822	5,425,658,587	95,958,099	一時借入金等 国保会計へ 介護会計へ 後期会計へ	△ 40,000,000	135,958,099		
国保会計	714,394,659	71,702,924	786,097,583	700,100,519	64,130,123	764,230,642	21,866,941	一般会計より	40,000,000	△ 18,133,059		
介護保険会計	648,126,832	92,868,100	740,994,932	639,292,630	76,359,174	715,651,804	25,343,128	一般会計より	0	25,343,128		
後期高齢者会計	97,947,678	13,172,500	111,120,178	93,682,983	17,352,535	111,035,518	84,660	一般会計より	0	84,660		
歳入歳出外	679,986,722	9,198,440	689,185,162	572,499,329	42,495,209	614,994,538	74,190,624		0	74,190,624		
合計	7,477,311,094	371,703,447	7,849,014,541	7,154,533,226	477,037,863	7,631,571,089	217,443,452		0	217,443,452		
一時借入金	借入先	金額	基金の	名称	金額	名称	金額	名称	金額	歳計現金の保管	現金(つり銭)	175,000
	南幌町農協		の	財政調整基金	643,841,303	農業支援対策基金	873,580				信金定期預金	10,577,400
	空知信金		保	減債基金	192,006,577	ふるさと応援基金	225,362,884				農協定期預金	6,801,200
			管	教育振興基金	3,661,850	森林環境譲与税基金	3,604,097				農協普通預金	199,889,852
				地域福祉振興基金	13,319,570	消防防災対策基金	10,002,500					
				南幌温泉ハート&ハート基金	31,553,311	国民健康保険事業特別会計基金	107,215,590					
				中山間ふるさと水と土保基金	10,673,982	介護給付費等準備基金	109,058,390					
	合計	0					合計	1,351,173,634			合計	217,443,452

令和7年度

# 病院事業会計

令和8年1月31日現在 (単位:円)

区分	歳入			歳出			残高	一時借入・会計間流充用額		実残高	
	前月までの受高	本月中受高	累計	前月までの払高	本月中払高	累計		区分	金額		
病院事業(預金)	1,091,220,085	34,374,633	1,125,594,718	603,289,628	54,875,144	658,164,772	467,429,946			467,429,946	
病院事業(現金)	100,000	0	100,000	0	0	0	100,000			100,000	
病院事業(預り金)	77,522,236	6,275,438	83,797,674	71,755,512	8,299,252	80,054,764	3,742,910			3,742,910	
計	1,168,842,321	40,650,071	1,209,492,392	675,045,140	63,174,396	738,219,536	471,272,856			471,272,856	
一時借入金	借入先	金額	基金の	名称	金額	名称	金額	区分	金額	区分	金額
	空知信金		の					信金普通預金	171,172,856	現金	100,000
	計	0	保					信金定期預金	250,000,000		
			管					農協定期預金	50,000,000	合計	471,272,856

令和7年度

# 下水道事業会計

令和8年1月31日現在 (単位:円)

区分	歳入			歳出			残高	一時借入・会計間流充用額		実残高	
	前月までの受高	本月中受高	累計	前月までの払高	本月中払高	累計		区分	金額		
下水道事業(預金)	567,531,791	13,662,526	581,194,317	542,827,515	11,367,894	554,195,409	26,998,908			26,998,908	
下水道事業(現金)							0			0	
下水道事業(預り金)	260,000	0	260,000	260,000	0	260,000	0			0	
計	567,791,791	13,662,526	581,454,317	543,087,515	11,367,894	554,455,409	26,998,908			26,998,908	
一時借入金	借入先	金額	基金の	名称	金額	名称	金額	区分	金額	区分	金額
	南幌町農協	160,000,000	の					農協普通預金	26,998,908	現金	0
	計	160,000,000	保					農協定期預金	0	合計	26,998,908
			管								



議案第9号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年南幌町条例第7号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年3月9日提出  
南幌町長 大崎 貞二

記

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年南幌町条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表2の部を次のように改める。

2 農業委員会	会長	月額	基本報酬	24,400	町長等相当旅費額とする。
			能率報酬	予算の範囲内で町長が定める額	
	会長代理		基本報酬	19,200	
			能率報酬	予算の範囲内で町長が定める額	
	委員		基本報酬	18,400	
			能率報酬	予算の範囲内で町長が定める額	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

農地利用最適化交付金に係る農業委員会委員の能率報酬について、条例で定める必要があることから、本案を提案するものである。

議案第10号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

職員の給与に関する条例（昭和27年南幌町条例第1号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年3月9日提出  
南幌町長 大崎 貞二

記

## 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和27年南幌町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「その月分の俸給は全額支給する。」を「その日までの給料を支給する。」に改め、同項ただし書を削る。

第10条の2第1項第2号中「世帯主であるもの」の次に「。ただし、南幌町の区域内に居住する職員に限る。」を加える。

第10条の4第2項第1号中「以下この号」を「第4項」に改め、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、イからワまでを削り、同条第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第10条の4第4項及び第5項を次のとおり改める

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）の規則で定める日に支給する。

第10条の4第7項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加える。

第16条第1項中「で規則で定めるもの」を「（規則で定める職員を除く。）」に改める。

別表第5中「、保健師」を削る。

別表第6中「

2級	1 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 2 相当困難な栄養管理業務を行う本庁の栄養士の職務
----	---

」を「

2級	1 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 2 相当困難な栄養管理業務を行う本庁の栄養士の職務 3 保健師の職務
----	---

」に改める。

別表第9中「

2級	1 保健師の職務 2 看護師の職務 3 責任の度が重いと認められる准看護師の職務
3級	1 保健師の主査の職務 2 看護師の主任の職務 3 保健師の主任の職務

	<ul style="list-style-type: none"> <li>4 責任度が重いと認められる保健師の職務</li> <li>5 責任度が重いと認められる看護師の職務</li> </ul>
4 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 看護師長の職務</li> <li>2 看護副師長の職務</li> <li>3 責任度が重いと認められる保健師の主査の職務</li> <li>4 責任度が重いと認められる看護師の主任の職務</li> <li>5 極めて責任度が重いと認められる保健師の職務</li> </ul>

」を「

2 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 看護師の職務</li> <li>2 責任の度が重いと認められる准看護師の職務</li> </ul>
3 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 看護師の主任の職務</li> <li>2 責任度が重いと認められる看護師の職務</li> </ul>
4 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 看護師長の職務</li> <li>2 看護副師長の職務</li> <li>3 責任度が重いと認められる看護師の主任の職務</li> </ul>

」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### 提案理由

人事院勧告による国家公務員の給与改定等に伴い、本案を提案するものである。

議案第 1 1 号

南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

南幌町国民健康保険税条例（平成 1 9 年南幌町条例第 1 1 号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 9 日提出  
南幌町長 大 崎 貞 二

記

## 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南幌町国民健康保険税条例（平成19年南幌町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（4） 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第6条第1号中「同日」の次に「の」を、「第10条」の次に「、第14条の5」を加える。

第14条の次に次の4条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第14条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に10分の0.29を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第14条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について900円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第14条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について200円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第14条の5 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円
- (2) 特定世帯 500円
- (3) 特定継続世帯 750円

第26条第1項各号列記以外の部分中「並びに同条第4項」を「、同条第4項」に改め、同項中「、17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からトからりまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号に次のように加える。

ト 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 630円

チ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 140円

リ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円
- (ロ) 特定世帯 350円
- (ハ) 特定継続世帯 525円

第26条第1項第2号に次のように加える。

- ト 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 450円
- チ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 100円
- リ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
  - (イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 500円
  - (ロ) 特定世帯 250円
  - (ハ) 特定継続世帯 375円

第26条第1項第3号に次のように加える。

- ト 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 180円
- チ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 40円
- リ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
  - (イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 200円
  - (ロ) 特定世帯 100円
  - (ハ) 特定継続世帯 150円

第26条第2項に次の1号を加える。

- (3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
  - イ 前項第1号トに規定する金額を減額した世帯 135円
  - ロ 前項第2号トに規定する金額を減額した世帯 225円
  - ハ 前項第3号トに規定する金額を減額した世帯 360円
  - ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 450円

第26条第3項中「及び被保険者」を「、被保険者」に改め、同項各号列記以外の部分中「均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、

同項に次の 3 号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 14 条の 2 の規定により算定した所得割額の  $\frac{1}{2}$  の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 14 条の 3 の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の  $\frac{1}{2}$  の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 14 条の 4 の規定により算定した 18 歳以上被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の 18 歳以上被保険者均等割額）の  $\frac{1}{2}$  の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第 26 条に次の 1 項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「18 歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する 18 歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第 1 項、第 2 項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第 26 条の 2 中「中「総所得金額」の次に「及び」を、「第 3 号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第 4 項中「第 11 条」の次に「、第 14 条の 2」を加える。

附則第 5 項中「第 7 条、第 11 条」の次に「、第 14 条の 2」を加える。

附則第 7 項中「第 11 条」の次に「、第 14 条の 2」を加える。

附則第 8 項を次のように改める。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 7 条、第 1 1 条、第 1 4 条の 2 及び第 2 6 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 2 6 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第 9 項から第 1 4 項までの規定中「第 1 1 条」の次に「、第 1 4 条の 2」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の南幌町国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

#### 提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、本案を提案するものである。

議案第12号

南幌町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める  
条例制定について

南幌町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のよう  
に制定する。

令和8年3月9日提出  
南幌町長 大崎 貞二

記

# 南幌町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準
  - 第1節 利用定員に関する基準（第4条）
  - 第2節 運営に関する基準（第5条―第33条）
- 第3章 雑則（第34条）
- 附則

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）において使用する用語の例による。

### （一般原則）

第3条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、北海道、町、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者

- をいう。以下同じ。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
  - 5 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、南幌町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年南幌町条例第20号）を遵守しなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

- 第4条 特定乳児等通園支援事業者は、一時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

（面談）

- 第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付

しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

- 第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

- 第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により町が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

- 第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

- 第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

- 第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

- 第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援

給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により町が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際

は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提

供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合  
その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は  
医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する町への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳  
児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正  
な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようしたときは、  
遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重  
要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めてお  
かななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない  
日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける  
費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める一時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他  
の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、  
適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支  
援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特  
定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなけれ  
ばならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業  
務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の  
向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める一時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を

利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により町が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該町の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類

その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を町に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに町及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から

5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第19条の規定による町への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの  
ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（２） 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第２項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（１） 第２項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

（２） ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第２項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。

6 第２項から第５項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第２項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第４項」とあるのは「第６項において準用する第４項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第３項中「前項各号」とあるのは「第６項において準用する前項各号」と、第４項中「第２項」とあるのは「第６項において準用する第２項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは

「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、本案を提案するものである。



## 議案第19号

住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について議会の議決を求める。

令和8年3月9日提出  
南幌町長 大崎 貞二

記

1 市街地の区域

南幌町南16線西10番地

2 住居表示の方法

街区方式とする。

提案理由

住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法を定めるため、本案を提案するものである。

発議第1号

議員の派遣承認について

次のことについて、議員の派遣承認が必要なので議会の承認を求める。

記

- |   |      |                           |
|---|------|---------------------------|
| 1 | 目 的  | 南幌町議会懇談会出席のため             |
| 2 | 期 日  | 自 令和8年4月1日<br>至 令和9年3月31日 |
| 3 | 場 所  | 南幌町                       |
| 4 | 派遣人員 | 11名                       |
| 5 | 経 費  | 予算の範囲内                    |

令和8年3月9日提出  
南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦



発議第2号

総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務  
調査について

このことについて、総務常任委員長、産業経済常任委員長、議会運営委員長より別紙のとおり所管事務調査について通知があったので、議会の承認を求める。

令和8年3月9日提出  
南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

記

令和8年3月2日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

総務常任委員長 家 塚 雅 人

所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することに決定したので会議規則第73条第1項の規定により通知します。

記

- 1 調査事項 総務常任委員会所管に関する事項
- 2 調査期間 自 令和8年4月1日  
至 令和8年6月30日
- 3 経 費 予算の範囲内

令和8年3月2日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

産業経済常任委員長 石 川 康 弘

所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することに決定したので会議規則第73条第1項の規定により通知します。

記

- 1 調査事項 産業経済常任委員会所管に関する事項
- 2 調査期間 自 令和8年4月1日  
至 令和8年6月30日
- 3 経 費 予算の範囲内

令和8年3月2日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

議会運営委員長 佐 藤 妙 子

所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することに決定したので会議規則第73条第2項の規定により通知します。

記

- 1 調査事項 議会運営委員会所管に関する事項
- 2 調査期間 自 令和8年4月1日  
至 令和8年6月30日
- 3 経 費 予算の範囲内

